第二十八条第三項中「第二十六条第一項第二号から第四号まで及び第六号」を「第二十五条第一項第二号から第五号まで」に改め、同条を第二十七条とし、第二十九条を第二十八条とし、第三十条を第二十九条とする。

第三十条の二第二項第一号中「第二十六条第三項」を「第二十五条第三項」に改め、同条を第三十条とする。

第三十一条第一項第一号中「第二十六条第一項第二号」を「第二十五条第一項第二号」に改め、同項第二号中「第二十六条第一項第四号」を「第二十五条第一項第四号」に改め、同項第三号を削る。

第三十八条中「第十七条第四項又は」を削る。

（情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律の一部改正）

第十四条　情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律（令和四年法律第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十四条本文中「カジノ管理委員会規則」の下に「、サイバー通信情報監理委員会規則」を加え、同条ただし書中「カジノ管理委員会」の下に「サイバー通信情報監理委員会」を、「カジノ管理委員会規則」の下に「、サイバー通信情報監理委員会規則」を加える。

（内閣法の一部改正）

第十五条　内閣法（昭和二十二年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第十五条の二第二項第四号中「及び内閣情報官」を「、内閣情報官及び内閣サイバー官」に改める。

第十六条第六項中「二人」を「三人」に改め、同条第七項中「者」の下に「及び内閣サイバー官」を加える。

第十七条第二項中「内閣情報官」の下に「、内閣サイバー官」を加える。

第十九条の次に次の一条を加える。

第十九条の二　内閣官房に、内閣サイバー官一人を置く。

2　内閣サイバー官は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、次に掲げる事務を掌理する。

一　第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務のうちサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）の確保に関するもの（国家安全保障局、内閣広報官及び内閣情報官の所掌に属するものを除く。）

二　サイバーセキュリティ基本法第十七条第五項の規定により内閣官房において処理することとされたサイバーセキュリティ協議会の庶務

三　サイバーセキュリティ基本法第三十五条の規定により内閣官房において処理することとされたサイバーセキュリティ戦略本部に関する事務

3　第十五条第四項から第六項までの規定は、内閣サイバー官について準用する。

第十六条　内閣法の一部を次のように改正する。

第十九条の二第二項中第二号を削り、第三号を第二号とする。

（内閣府設置法の一部改正）

第十七条　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「安全の確保」の下に「、国等の重要な電子計算機等に対する不正な行為による被害の防止のための措置の適正な実施を確保するための審査及び検査の遂行」を加える。

第四条第一項に次の一号を加える。

三十七　重要電子計算機（重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律（令和七年法律第四十二号）第二条第二項に規定するものをいう。第三項第二十七号の七において同じ。）に対する特定不正行為（同条第四項に規定するものをいう。同号において同じ。）による被害の防止のための基本的な政策に関する事項

第四条第三項第二十七号の六の次に次の一号を加える。

二十七の七　重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律に基づく重要電子計算機に対する特定不正行為による被害の防止に関する事務に関すること（他省及び金融庁の所掌に属するものを除く。）。

第四条第三項第五十九号の三の次に次の一号を加える。

五十九の四　重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律第四十八条に規定する事務

第十六条第二項中「カジノ管理委員会」の下に「、サイバー通信情報監理委員会」を加える。

第六十四条の表カジノ管理委員会の項の次に次のように加える。

サイバー通信情報監理委員会	重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律（令和七年法律第四十二号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第四条の規定　公布の日

二　第一条の規定、第三条中特別職の職員の給与に関する法律第一条第八号の改正規定及び同法別表第一の改正規定（「及び内閣情報官」を「、内閣情報官及び内閣サイバー官」に改める部分に限る。）、第五条、第七条、第十二条及び第十五条の規定並びに第十七条中内閣府設置法第四条第一項に一号を加える改正規定及び同条第三項第二十七号の六の次に一号を加える改正規定　重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

三　第三条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、第八条から第十一条まで及び第十四条の規定並びに第十七条の規定（同号に掲げる改正規定を除く。）　重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

（サイバーセキュリティ基本法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この法律の施行の日（以下この条及び次条において「施行日」という。）前に第十三条の規定による改正前のサイバーセキュリティ基本法第十七条第一項のサイバーセキュリティ協議会の事務に従事していた者に係る当該事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務及び施行日前に同法第三十一条第一項第三号に掲げる事務の委託を受けた法人の役員又は職員であった者に係る当該委託に係る事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

（罰則の適用に関する経過措置）

第三条　施行日前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四条　前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（デジタル庁設置法の一部改正）

第五条　デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「第二十六条第一項」を「第二十五条第一項」に改める。

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎
経済産業大臣　武藤　容治
防衛大臣　中谷　元